⑶　「基準省令第10条第２号イ⑵の基準」又は「基準省令第10条第２号ロ⑵の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

⑷　（略）

⑸　施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第２号イ⑴の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第２号ロ⑴の基準」に記載するとともに、令和４年改正基準省令附則第４項の基準の適用を受ける場合には、「令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「✓」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。

４．（略）

（略）

（別紙）　基準省令第10条第２号イ⑵の基準、基準省令第10条第２号ロ⑵の基準又は令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築若しくは修繕等をする部分の基準を用いる場合

１．住戸に係る事項

⑴　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

１）屋根又は天井

【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　（㎡・K）／W）

２）壁

【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　（㎡・K）／W）

３）床

⑴　外気に接する部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　（㎡・K）／W）

⑵　その他の部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　（㎡・K）／W）

４）土間床等の外周部分の基礎壁

⑴　外気に接する部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】□熱貫流率（　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　（㎡・K）／W）

⑵　その他の部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】□熱貫流率（　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　（㎡・K）／W）

（新設）

⑶　（略）

⑷　施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第２号イの基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第２号ロの基準」に記載するとともに、令和４年改正基準省令附則第４項の基準の適用を受ける場合には、「令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「✓」マークを入れて記載してください。

４．（略）

（略）

（新設）